

那覇市道路占用料新旧対照表

占用物件				単位	占用料 (円)		増減率	
					現行 (R6. 4. 1～)	改正 (R9. 4. 1～)		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱			1本につき1年		1,900	2,200	16%
	第2種電柱					2,900	3,300	14%
	第3種電柱					3,900	4,500	15%
	第1種電話柱					1,700	1,900	12%
	第2種電話柱					2,700	3,100	15%
	第3種電話柱					3,700	4,300	16%
	その他の柱類					170	190	12%
	共架電線その他上空に設ける線類				長さ1メートルにつき1年	17	19	12%
	地下電線その他地下に設ける線類				10	12	20%	
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	1,600	1,900	19%	
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	1000	1200	20%	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	3,400	3,900	15%	
	郵便差出箱				1,400	1,600	14%	
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	30,000	33,000	10%	
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	3,900	15%	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年		71	82	15%
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの					100	120	20%
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの					150	170	13%
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの					200	230	15%
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの					300	350	17%
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの					400	470	18%
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの					710	820	15%
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの					1,000	1,200	20%
	外径が1メートル以上のもの					2,000	2,300	15%
法第32条第1項第4号に掲げる施設					3,400	3,900	15%	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	0%	
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	0%	
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	14%	
	上空に設ける通路				15,000	16,000	7%	
	地下に設ける通路				9,000	9,900	10%	
その他のもの			3,400	3,900	15%			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日	300	330	10%	
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1月	3,000	3,300	10%	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	3,000	3,300	10%	
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	30,000	33,000	10%	
	標識			1本につき1年	2,700	3,100	15%	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	300	330	10%	
		その他のもの		1本につき1月	3,000	3,300	10%	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	300	330	10%	
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	3,000	3,300	10%	
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	30,000	33,000	10%	
		その他のもの			15,000	16,000	7%	
	政令第7条第2号に掲げる工作物				占用面積1平方メートルにつき1年	3,400	3,900	15%
政令第7条第3号に掲げる施設					Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額	10%	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				占用面積1平方メートルにつき1年	3,000	3,300	10%	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					340	390	15%	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	25%	
	上空に設けるもの				Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	6%	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	0%	
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	0%	
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	14%	
	その他のもの				Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.026を乗じて得た額	4%	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		その他のもの	Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	30%		
	その他のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	29%		
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	30%		
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	9%		
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額	10%		
				Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.026を乗じて得た額	4%		